

## 都道府県のいわゆる主観点の活用状況について

## 1. 地方公共団体における主観点の活用状況

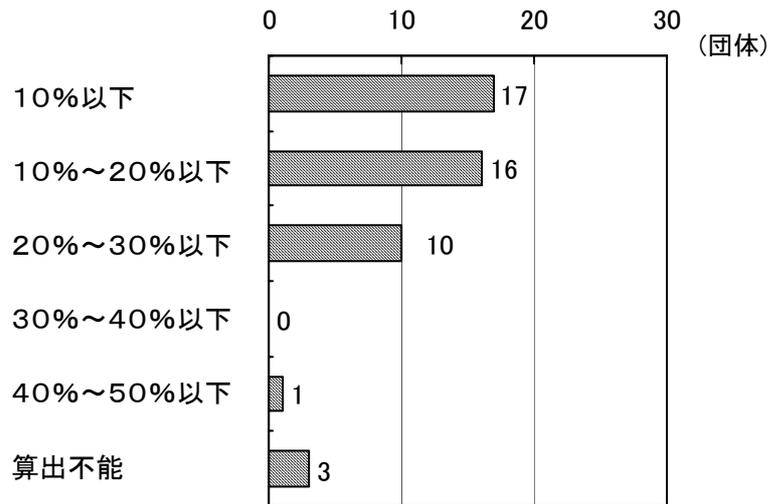
入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果（平成19年9月実施）によるとほとんどの都道府県及び政令指定都市においては、有資格者名簿の作成に主観点数を利用しているが、市区町村における利用は4割程度に留まる。

		1	2	3	小計 (1~3)	4	5	6
		有資格者名簿の作成に客観点数及び主観点数を利用している	他発注機関の名簿に自らの主観点数を加えている	有資格者名簿の作成に自らの主観点数のみを利用している	主観点数を利用している	有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している	有資格者名簿を自ら作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない	有資格者名簿を作成するにあたって、得点による順位付け及びランク付けを自ら行っていない（他発注機関の有資格者名簿を利用している場合も含む）
国		6 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 33.3%	11 61.1%	0 0.0%	1 5.6%
特殊法人等		12 9.3%	0 0.0%	0 0.0%	12 9.3%	11 8.5%	1 0.8%	105 81.4%
地方 公共 団体	都道府県	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	指定都市	15 88.2%	0 0.0%	0 0.0%	15 88.2%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%
	市区町村 (人口5万人以上)	296 54.6%	6 1.1%	2 0.4%	304 56.1%	206 38.0%	0 0.0%	32 5.9%
	市区町村 (人口5万人未満)	378 29.8%	27 2.1%	21 1.7%	426 33.6%	511 40.3%	107 8.4%	224 17.7%
	小計	736 39.3%	33 1.8%	23 1.2%	792 42.3%	719 38.4%	107 5.7%	256 13.7%
	計	754 37.3%	33 1.6%	23 1.1%	810 40.0%	741 36.7%	108 5.3%	362 17.9%

## 2. 都道府県における主観点の評価体系

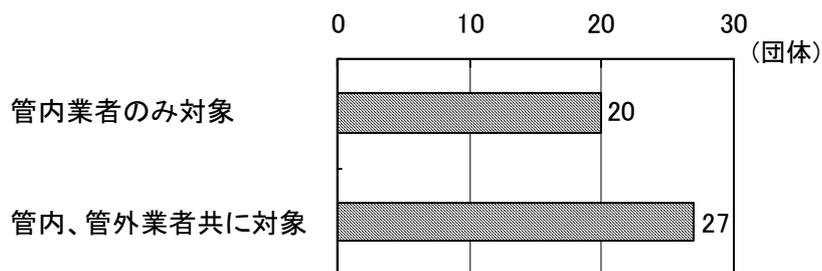
### (1) 主観点と客観点のウエイト

主観点のウエイトを主観点と客観点の合計の10%以下とするものが17団体、20%以下とするものが16団体となっており併せて全体の7割程度となっている。



### (2) 主観点による評価の対象となる業者

管内業者のみを主観点に対する評価の対象としている都道府県が20、管内業者のみならず管外業者も主観点に対する評価の対象としている都道府県が27となっている。



### (3) 主観点の評価項目

#### 1) 概要

有資格者名簿の作成に主観点数を利用している都道府県の評価項目は、下記の8項目に分類することができる。

#### 【工事の内容に関連がある評価項目】

- ①工事成績
- ②技術力
- ③安全対策
- ④その他（表彰、ISO9001、建設重機保有等）

#### 【地域貢献や社会性を評価する評価項目】

- ⑤防災協定の締結状況等の社会貢献
- ⑥指名停止、行政処分等不正行為
- ⑦新分野進出、企業連携等建設産業政策推進
- ⑧その他の施策推進（雇用対策、環境対策、ISO14001）

#### 2) 各評価項目の配点

工事成績の配点が多い。その他の項目については、概ね 20%以下の配点に止まる場合が多い。

評価項目	配点割合							
	なし	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～100%	算定不能	
①工事成績	1	3	9	17	9	7	1	
②技術力	19	16	9	0	0	0	3	
③安全対策	36	11	0	0	0	0	0	
④その他								
・表彰	14	30	1	1	0	0	1	
・ISO9001取得	3	42	0	0	0	0	2	
・建設重機保有	38	8	0	0	0	0	1	
・その他	39	6	1	0	0	0	1	
⑤社会貢献	14	31	2	0	0	0	0	
⑥不正行為(減点項目)	7	40(「規定有り」)						—
⑦建設産業政策推進								
・新分野進出	34	13	0	0	0	0	0	
・企業連携	32	15(「規定有り」)						—
⑧その他の施策推進								
・雇用対策	6	36	3	0	0	1	1	
・環境対策	32	15	0	0	0	0	0	
・ISO14001取得	6	39	0	0	0	0	2	

### 3) 各評価項目の内容

#### 【工事の内容に関連がある評価項目】

#### ①工事成績

##### ア) 工事成績点の平均点に基づき算定するもの

###### 例1 福島県

- ・直近4年度における県発注の工事成績点の平均点に基づき算定
- ・(直近4年度の工事成績平均点-65) × 20点を加算

###### 例2 埼玉県

- ・過去2カ年の県発注の工事成績平均点数78点以上82点未満→30点加算
- ・過去2カ年の県発注の工事成績平均点数82点以上86点未満→60点加算
- ・過去2カ年の県発注の工事成績平均点数86点以上→90点加算

##### イ) 工事成績点に工事件数や工事完成高を加味したものに基づき算定するもの

###### 例1 茨城県

- ・過去4年における1件100万円以上の工事の施工実績に基づき算定
- ・工事成績の平均点数が65点を超える者については
  - (1) 工事件数に応じて10点~60点を加算
  - (2) 工事成績に応じて(工事成績の平均点-65) × 10点を加算
- ・過去4年工事成績の平均点数が65点未満の者(県内業者は60点未満)については(65-工事成績の平均点) × 10点を加算

###### 例2 千葉県

- ・直近2年以内の県発注の1件の金額が500万円以上の工事に関する工事成績平均点及び年間平均県工事完成高を評価した係数に基づき算定
- ・評価点 = (工事成績平均点-65) × 年間平均県工事完成高係数 + 65 (点)

※年間平均県工事完成高係数:

1千万円未満=2                      1千万円以上4千5百万円未満=3

4千5百万円以上8千万円未満=4                      8千万円以上=6

※工事成績平均点が85点以上の時は平均点を80点とする。

工事成績平均点が0点未満の時は、評価点を0点とする。

工事成績平均点が存在しない時は、評価点を55点とする。

※加算は155点を上限。

ウ) 工事成績点の平均点に基づき算定した上で優良工事の成果を加味するもの

例 三重県

- ・ 過去3年間の県発注工事成績の平均点に基づき算定
- ・ 0点以上50点未満→-20点、95点以上100点未満→50点
- ・ 過去3年間の土木工事成績が3件以上で平均点が80点以上かつ個々の成績が75点以上の場合→15点を加点

エ) 工事の技術的難易度や工事規模を勘案して算定するもの

例 佐賀県

- ・ 直近4年間の県発注の工事(250万円以上)施工成績に基づき算定
- ・  $\{\sum (\text{工事成績} \times \text{技術的難易度} \times \text{工事規模係数})\} / \text{件数} \times 2$ 点を加算

## ②技術力

ア) 技術者数(1級、2級)

イ) 表彰受賞者(建設マスター等)を技術者として採用

ウ) 過去におけるVE提案の採用

エ) CPDS等研修の実施

## ③安全対策

ア) 建設業労働災害防止協会への加入

イ) COHSMS・OHSASの認証取得

ウ) 安全に関する研修

## ④その他

ア) 表彰(優良工事表彰、優良業者表彰等)

イ) ISO9001

ウ) 建設重機保有

## 【地域貢献や社会性を評価する評価項目】

### ⑤社会貢献

ア) 災害発生時の緊急対応への協力

イ) 除雪関係作業

ウ) 河川や道路清掃等ボランティア活動

エ) 県産品の使用

⑥不正行為排除

指名停止等公共工事発注者による処分、建設業法や労働基準法等の法令違反、税の滞納等に対応するため、減点項目とする。

⑦建設産業政策推進

ア) 新分野進出

イ) 企業連携（合併、営業譲渡、協業組合設立、経常 JV 等）

⑧その他の政策推進

ア) 雇用対策（新卒者、障害者、女性雇用、通年雇用、子育て支援等）

イ) 環境対策（ISO14001、エコアクション 21 等）

### 3. 具体的事例

#### ①福島県

工事成績に特に重点をおいて評価し、公共工事の品質確保を図る。

主観点項目	主観点加点(減点)項目の説明	加点(減点)方法
1 工事成績	直近4年度における県発注の工事成績点の平均点	(直近4年度の工事成績平均点-65) × 20点
2 技術力		
3 安全対策		
4 その他工事関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰 審査基準日直前2年間における優良工事表彰あり 福島県優良工事表彰審査委員会における審査合格工事</li> <li>・ISO9000シリーズの認証取得</li> <li>・下請発注比率 50%以下～96%以上の場合、減点</li> </ul>	20点 20点(表彰の場合は付点しない) 10点 0点～-40点
5 社会貢献		
6 不正行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示処分(直近2年度)</li> <li>営業停止処分(直近2年度)</li> <li>資格認定取消処分</li> <li>資格認定取消処分(当該資格以外の種別)</li> <li>指名停止</li> <li>指名回避</li> </ul>	-10点 -20点～-50点 -50点 -25点 -10点～-50点 -30点～-50点
7 建設産業政策推進		
8 その他の政策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用対策 「子育て応援」中小企業認証を取得 「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得 障害者の法定雇用義務の遵守 障害者の法定雇用義務のない企業における雇用</li> <li>・環境対策 ISO14000シリーズの認証取得</li> </ul>	10点 10点 10点 10点 10点

## ②青森県

主観点のウエイトを高くし、地域の実情を公共調達に反映するもの。

主観点項目	主観点加点(減点)項目の説明	加点(減点)方法
1 工事成績	直前4年間の受注実績について、その成績評定点を使用して算出した点数(国の工事も含む) ※県外業者については、平成18年4月1日以降に完了した工事で、本県に支店を有する県外業者が受注し、一次下請を県の等級名簿に登録されている県内業者に発注した場合は、その下請工事費相当分を工事成績の対象とする。 ※国の工事については、最終請負金額500万円以上かつ施工場所が本県のもをを対象とし、工事規模に0.2を乗じる。	1810点～0点
2 技術力		
3 安全対策	建設業労働安全防止協会への加入 COHSMS評価証又はOHSASの取得	5点 10点
4 その他工事関係	ISO9001の認証取得	10点
5 社会貢献	「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に係る協力業者	5点
6 不正行為	直前2年度の指名停止状況により算出	1ヶ月につき-10点(下限なし)
7 建設産業政策推進	・新分野進出 新分野事業への進出に要する経費として300万円以上の支出を行ったこと若しくは国・県等の各種制度による事業認定、補助金交付決定または公的融資を受けた場合に加点	10点
8 その他の政策推進	・雇用対策 建設業者が雇用する常勤職員数 10～50人以上 県内高校、大学、高専又は短大を卒業した者を、卒業後1ヶ月以内に採用した場合など ・環境対策 ISO14001の認証取得	5点～15点 (1年あたり15点を上限)  10点

### ③大阪府

地元の雇用や地域貢献のウエイトを高くしているもの。

主観点項目	主観点加点(減点)項目の説明	加点(減点)方法
1 工事成績		
2 技術力		
3 安全対策		
4 その他工事関係	ISO9001の認証取得 認証の更新なし 認証を更新 ISO9001、14001とも認証を更新	4点 8点 それぞれの点数のうち小さな方の点数を2分1として加算
5 社会貢献	・災害復旧への貢献 経営事項審査において大阪府域内における防災協定を締結、建設機械を保有し災害時の復旧工事に貢献できる	5点
6 不正行為		
7 建設産業政策推進		
8 その他の政策推進	・雇用対策 障害者雇用 法定雇用障害者数以上 地元点(地元企業育成のため) ・環境対策 ISO14001の認証取得 認証の更新なし 認証を更新 ISO9001、14001とも認証を更新	8点 100点 4点 8点 それぞれの点数のうち小さな方の点数を2分1として加算

④和歌山県

独占禁止法遵守体制の整備などを含め幅広く評価項目を設定しているもの。

主観点項目	主観点加(減)点項目の説明	加(減)点方法
1 工事成績	<ul style="list-style-type: none"> <li>県から受注した建設工事における成績評定点の平均点に応じた配点</li> <li>・高得点工事成績(県内企業) 審査基準日から次の定期審査に係る審査基準日の前日までの2年間に工事成績評定点が75点以上あった場合、その工事の業種について、1件につき再認定日から730日間加点。</li> <li>・高得点工事成績(県外企業) 工事成績点の最高点数が75点以上の場合に加点。</li> </ul>	110点～60点(県内企業) 55点～30点(県外企業)  30点を加し、2件を上限とします。  15点を加点
2 技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者数 1級技術職員数×10点+2級技術職員数×5点+その他技術職員数×3点</li> </ul>	180点を上限
3 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法関係資格者数</li> </ul>	人数×2点(20点を上限)
4 その他工事関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良工事表彰(直近2年度)を受けた場合、加点</li> <li>・平成4年度の制度創設以来、優秀施工者国土交通大臣表彰受賞者を1名以上雇用の場合、加点</li> <li>・ISO9000シリーズの認証取得を受けた場合、加点</li> </ul>	30点 20点  30点(県内企業) 20点(県外企業)
5 社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時対応重機の所有し、運転資格者を常勤で雇用し、災害時等において、県に協力を確約する場合、加点。</li> <li>「バックホウ+ダンプトラック」又は「トラクター+ショベル+ダンプトラック」を所有</li> <li>「バックホウ」、「トラクター+ショベル」が1台増える毎に加点。</li> <li>「ダンプトラック」が1台増える毎に加点。</li> <li>・災害時対応仮設資材を所有し、災害時に県へ資材の提供の協力を確約する場合、加点。</li> <li>「H型鋼」を3t以上所有／「鋼矢板」を8t以上所有</li> <li>・大規模災害時の応急対策業務の取組。県知事と協定を締結している団体の会員で、その協定に同意した者。</li> <li>・市町村と同様の協定を締結している団体の会員で、その協定に同意している場合、加点。</li> <li>・災害時等緊急対応への貢献(審査基準日の前日までの2年間)の場合、加点。</li> <li>緊急工事:大雨等による崩土の除去等の工事で県土整備部が緊急依頼した工事。</li> <li>維持工事:崩土除去や路面凍結防止剤散布等の道路維持工事等において、路線等一定区間における不測時の対応工事で県土整備部発注のもの。</li> <li>その他:各振興局建設部長等が緊急的な対応と認めたもの。</li> </ul>	(60点を上限)  30点 台数×10点 台数×5点 (20点を上限)  10点 / 10点 40点(40点を上限)  10点  (60点を上限) 件数×20点
6 不正行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近2年間に、県建設工事等契約に係る指名停止を受けた期間 1月未満 1月以上3月未満 3月以上6月未満 6月以上</li> <li>・直近2年間に、建設業法に基づく営業停止を受けた期間 1月未満 1月以上3月未満 3月以上</li> </ul>	-5点 -10点 -20点 -30点  -10点 -20点 -30点
7 建設産業政策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業連携 【県内企業の場合】 指名停止(審査基準日の前日までの2年間) 営業停止(審査基準日の前日までの2年間)</li> </ul>	総合評定値×10%
8 その他の政策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用対策 常時雇用者の確保:総雇用者数により加算する(雇用者1名につき2点を加算) 障害者雇用:法定雇用率対象事業所(56人以上雇用)は、雇用率を達成(1.8%以上)した場合20点、非法定雇用率対象事業所は、障害者を1名以上雇用した場合20点を加算 新規卒業生雇用(建設業関連学科):新規卒業生の雇用1名につき、10点を加算</li> <li>・環境対策 ISO14000シリーズの認証取得の場合、加算(ただし、エコアクション21との重複加算なし)</li> <li>エコアクション21の認証取得の場合、加算(ISO14000シリーズとの重複加算なし)</li> <li>産業廃棄物処理施設の設置許可を受け産業廃棄物処分業を行なっている者。 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている者と、処分に係る委託契約を行なっている者。</li> <li>産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者。</li> <li>・独占禁止法の遵守体制の整備など 独占禁止法の遵守体制の整備:体制整備を行った場合、加算 暴力団等排除への取組:不当要求防止責任者講習を受講した場合、加算</li> </ul>	人数×2点(60点が上限) (20点を上限)  人数×10点(30点が上限)  30点(県内企業) 20点(県外企業) 10点(20点を上限) 20点 10点  10点  30点 30点